

## 鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策休業等協力金に関する よくあるご質問 Q & A

※Q & Aは随時更新してまいります。

令和2年4月24日

令和2年4月25日 変更

令和2年5月 3日 変更

令和2年5月11日 変更

令和2年5月14日 変更

### <休業要請期間について>

Q 1. 休業要請の期間はいつからいつまでですか？また、いつから協力金の申請受付が開始されますか。  
(5月3日変更)

A. 4月25日(土)から5月6日(水)の12日間です。  
また、協力金の申請受付は、5月11日(月)からの開始予定としており、6月30日(火)(※当日消印有効)までとします。  
※ 申請書、申請要領については5月11日(月)午前9時に公開予定です。

Q 2. 4月25日(土)から5月6日(水)までの全ての期間で休業していないと、協力金は支給されないのですか？

A. そのとおりです。4月25日(土)午前0時から5月6日(水)までの全ての期間において休業(飲食店等の食事提供施設の場合は営業時間の短縮を含む)にご協力いただいた場合、協力金の支給対象となります。  
ただし、休業準備等のため、やむを得ず、4月25日(土)中に休業を開始される場合も対象となります。

### <対象施設について>

Q 1. 今回の休業要請の対象施設は、具体的にはどのような施設ですか？

A. 対象施設は、県ホームページに対象となる施設を掲載しております。

→ 対象施設はこちら <https://www.pref.kagoshima.jp/ae06/kyuugyouyousei02.html>

Q 2. 鹿児島県外に本社があり県内に事務所(対象施設)がある場合、事務所を休業すれば、協力金の対象となりますか？

A. 県内の事業所（対象施設）が要請に応じて休業すれば対象となります。

Q 3. 食事提供施設（宅配・テイクアウトサービスを除く）の場合、どうすれば協力金の対象となりますか？

A. 夜 2 2 時まで営業していた店舗が、夜 2 0 時までの営業に短縮するなど、朝 5 時から夜 2 0 時までの間の営業に短縮した場合に対象となります。

Q 4. 旅行代理店（店舗）を休業しますが、その間事務員が事務処理をするのはいいですか？  
(5月11日追記)

A. 休業要請期間中に店舗を閉じ、顧客を受け入れなければ問題ありません。

Q 5. 飲食店がテイクアウトサービスに切り替えて営業を継続した場合は、支給の対象となりますか？

A. 店内飲食の営業時間を短縮し、夜 2 0 時から朝 5 時までの営業を行わない場合は、対象となります。なお、この時間帯にテイクアウトサービスを行っていても、対象となります。

Q 6. もともと、朝 5 時から夜 2 0 時までの枠内の営業である飲食店は、支給対象となりますか？  
(4月25日変更)

A. ① 全期間（4 / 2 5 ~ 5 / 6）を通じて終日休業していた場合は、協力金の対象となります。

② なお、やむを得ず 4 月 2 5 日（土）は休業できない場合は、閉店時間を早めて、できるだけ早く休業に取り組んでいただくことが必要です。

4 月 2 6 日（日）から完全に休業していただいた場合、協力金の対象となります。

Q 7. キッチンカーでテイクアウトの飲食業を行っています。飲食店と同じように休業や時間短縮をした場合、協力金の対象となりますか？  
(5月11日追記)

A. テイクアウトについては、休業要請の対象外のため、協力金の対象とはなりません。

Q 8. 休業要請を受けていない施設が自主的に休業した場合は対象となりますか？  
(5月3日追記)

A. 県の要請に応じていただいた方への協力金ですので、休業要請を受けていない施設の自主的な休業については対象となりません。

Q 9. まだ開店して間もないが、今回の休業要請に応じた場合は対象となりますか？

A. 令和2年4月25日（土）以前に営業していることが確認できる場合は、対象となります。

Q 10. 宴会場等のあるホテルが、ホテルの営業をしたまま、宴会場のみ営業を停止した場合は対象となりますか？

A. 休業要請の対象となっている宴会場等の使用を停止しているため、対象となりません。

Q 11. 休業対象となっている店舗を複数営業展開していますが、全店舗を休業としないと協力金は支給されないのですか？

A. 複数店舗のうち、1店舗でも休業している場合は対象となりますが、休業する店舗を特定する必要があります（店舗間の休業のローテーションは不可）。  
要請の趣旨を鑑みると全店舗の休業をお願いします。

Q 12. 中小企業が複数業種（飲食店、スポーツジム）の営業を行っている場合、業種ごとに申請してよいですか？  
(5月11日追記)

A. 協力金は、法人（個人）の事業者ごとに支給することになりますので、業種が異なっても同一法人（個人）であれば、1回の申請（複数店舗を有する事業者には10万円上乗せ扱い）となり、複数申請はできません。

Q 13. 百貨店にテナントとして入居していますが、支給対象となりますか？

A. テナントとして入居している中小事業者で、休業あるいは営業時間短縮の対象施設であって、要請に応じて休業等を行っていただければ支給対象となります。

Q14. 施設を運営していないが、フリーランスとして休業要請対象となる店舗と契約しています。休業した場合は対象となりますか？

A. 休業等を要請されている施設を運営する事業者に対する協力金であるため、施設を運営していない場合は、対象となりません。

Q15. ヨガのインストラクターとして、派遣されている者ですが、協力金の対象となりますか？  
(5月11日追記)

A. 今回の休業・営業時間短縮の要請は施設を運営（所有・賃借）されている方に依頼しております。そのため、施設を運営していない方は、協力金の対象となりません。

Q16. 少年野球等のクラブチームは、スポーツクラブに該当しますか？  
(5月11日追記)

A. スポーツクラブは、「室内プール、トレーニングジム、スタジオなどの施設を有し、会員に提供する事業者」であり、少年野球等のクラブチームは対象となりません。

Q17. ピアノ教室は、音楽教室に入りますか？  
(5月11日追記)

A. 入ります。教室を有し、生徒から授業料を徴収して、ピアノ、バイオリン、エレクトーン、ギター、三味線、琴、尺八、声楽、歌謡、カラオケ、長唄を教えている事業所は、音楽教室の対象となります。

Q18. リサイクルショップは対象となりますか？  
(5月11日追記)

A. 古物商の許可を取られていれば、対象となります。

Q19. 施設を運営していなければ支給対象とならないということですが、デリバリーヘルスを営業している場合は、対象となりますか？

A. このような場合、施設を運営していないため、支給の対象となりません。

Q 2 0. 一つの店舗に休業要請対象と要請対象外の事業が混在しています。この場合は、どうすれば支給対象になりますか？

A. 例えば本屋（休業対象外）とアイドルグッズ専門店（100㎡超）（休業要請対象）が混在している場合でアイドルグッズ専門店部分を明確に区分して休業する場合は、支給対象となります。（4月25日補足）

Q 2 1. ライブハウスを運営しています。休業要請に基づき休業し、その間にお客様を入れられない形であれば、施設を使用しても協力金の支給対象になりますか？

A. 休業期間中、従業員による施設の清掃や設備の改修等で施設に立ち入っても、営業していることには該当しません。また、無観客で、オンライン配信用のライブを行うことも問題ありません。ただし、同時に複数の演奏者等を出演させないなど「三密の状態」を発生させない使用に努めていただくことが必要です。下記の事例を参照ください。

例1) 全面的に営業を休止する場合、協力金の支給対象。

例2) 全面的に営業を休止する場合、休業期間中に店内の改修や清掃を実施しても営業したことにはならず、協力金の支給対象。

例3) 一般営業を休止した上で、施設を使ってバンドが無観客演奏し、オンライン配信する場合、「三密の状態」を発生させない使用であれば、協力金の支給対象。

## <申請手続きについて>

### (1) 手続き全般

Q 1. 申請書類はどこで入手できますか？（5月11日追記）

A. 申請書等の指定様式は、申請要領とあわせて5月11日（月）9時以降、県HPからダウンロードしていただくか、県の地域振興局・支庁総務企画課、最寄りの商工団体、かごしま産業支援センター、よろず支援拠点、市町村などにお尋ねください。

Q 2. 申請期間を教えてください。また、申請期間を過ぎた場合、遡っての申請は可能ですか？（5月11日追記）

A. 申請期間は、令和2年5月11日（月）から6月30日（火）までです。6月30日（火）の消印有効となります。期間内の申請をお願いします。

Q 3. なぜ、簡易書留やレターパックで申請する必要があるのですか。県庁の出先機関に持参してよいですか？ (5月11日追記)

A. 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、申請書の持参はご遠慮ください。万一、申請書類がこちらに届かない状況が生じた場合も、申請者において郵便物を追跡確認できるように、簡易書留等をお願いします。

Q 4. 協力金はなるべく早く申請しないと予算が無くなってしまいますか？ (5月11日追記)

A. 早い者勝ちということはありません。申請期間内に受付したのものについては、要件を満たせば、協力金の対象となります。

Q 5. 協力金の申請者の要件を教えてください。 (5月11日追記)

A. 次の全ての要件を満たす方となります。(詳細は、申請要領をご確認ください。)

- ① 申請者が、鹿児島県内に事業所を有する中小企業(中小企業基本法(昭和三十八年法律第五十四号)第二条第一項各号に掲げる中小企業者に該当する会社をいう。以下同じ。)であって、大企業が実質的に経営に参加していない会社又は個人事業主。
- ② 申請者が、県の休業又は営業時間短縮の要請(期間:令和2年4月25日(土)から同年5月6日(水)までの間)について、「県が休業等の協力を要請した施設」(別表1)によりご協力いただいていること。
- ③ 申請者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、鹿児島県暴力団排除条例第2条第1号から第4号に規定する暴力団等に該当しないこと。また、前述の暴力団等が、申請者の経営に事実上参画していないこと。

Q 6. いつから支給されますか？ (5月3日変更)

A. 5月11日(月)から申請受付を開始し、申請書類を受理した後、その内容を審査し、要件に合致することを確認できてから、概ね10日程度でお支払いできるものと考えております。

Q 7. 支給有無の結果は、通知がなされますか？ (5月11日追記)

- A. 支給する場合の通知は、指定の口座への入金をもって代える予定です。一方で、支給しない場合は、書面で通知します。

## (2) 提出書類

### －【チェックシート・申請書】－

Q 1. 「申請書類送付状（申請者による書類チェックシート）」を提出する必要はありますか？  
(5月11日追記)

- A. 「申請書類送付状（申請者による書類チェックシート）」は必ず提出してください。1日でも早く支給するために、申請要領をご覧いただき、添付漏れや誤記入等がないようにチェックシートで確認をお願いします。

Q 2. 法人の場合、振込先口座欄に代表取締役個人の口座を記載してもいいですか？  
(5月11日追記)

- A. 協力金は、休業等を行った法人に対してお支払いしますので、当該法人の口座を記載してください。

Q 3. 国や市町村の給付金と重複して申請できますか？  
(5月11日追記)

- A. どちらも要件を満たせば、重複して申請することは可能です。

Q 4. 申請者欄の住所は、店舗住所ですか、それとも自宅住所ですか？  
(5月11日追記)

- A. 個人事業主の方は、本人確認書類で確認できるお住まいの住所を記入してください（本人確認書類の運転免許証の表面で確認できない場合は、免許証の住所変更手続きを行った上で、裏書きの写しも添付してください。  
中小企業の方は、法人登記されている本店の所在地を記入してください。

Q 5. 印鑑は認め印でもよいですか？  
(5月11日追記)

- A. 個人事業主の場合は、認め印でも構いません。法人の場合は、印鑑登録されている代表取締役印（丸印）を押印して下さい。

Q 6. 電話番号欄には、申請者本人の電話番号を記入する必要がありますか？  
(5月11日追記)

A. 申請書等の内容について、県から連絡を行う場合がありますので、日中連絡が取れる電話番号を記入してください。

－【本人確認書類】－

Q 1. 法人の本人確認書類は、なぜ登記簿謄本等ではないのですか？  
(5月11日追記)

A. 今回は申請期間が短期で、かつ申請者が多数であることから、登記簿謄本を取るために法務局等に人が集まる恐れがあること等、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、やむを得ず、このような取扱いとしています。

－【振込先口座を確認できる通帳等】－

Q 1. 通帳の写しはどの部分をコピーすればよいですか？ (5月11日追記)

A. 振込を希望する金融機関名、支店名、口座名義、預金種目及び口座番号が記載されているページの写しを添付してください。

－【営業活動の実態を確認することができる書類】－

Q 1. 個人事業主の場合、いつの分の確定申告書の写しを提出すればよいですか？  
(5月11日追記)

A. 個人事業主の方は、令和元年分の確定申告書の写し（税務署の受付印または電子申告の受信通知のあるもの）を提出ください。また、法人の方は、直近の確定申告書の写しを提出ください。

Q 2. 事業開始以降、申告時期が来ていない場合や、赤字等により確定申告をしていない場合は、どうすればよいですか？ (5月11日追記)

A. 今回の休業要請以前から営業活動を行っていたことを確認するため、直近の月末締めの売上高がわかる帳簿（総勘定元帳又は売上台帳等）の写しを提出いただく



とともに、個人事業主の方は開業届出書、法人の方は法人設立設置届出書（いずれも税務署の受付印があるもの）を提出ください。

Q 3. 申請する施設の写真是何のために添付するのですか？ （5月11日追加）

A. 実在していることを確認するために提出ください。

Q 4. 確定申告書はどの分を出せばいいのですか。 （5月14日追記）

A. 以下のとおりです。

○ 提出すべき確定申告書

1 個人の場合

確定申告書B（第一表）（※第一表に税務署の受付印が押印されているもの）  
（電子申告の場合を除く）

2 法人の場合

別表1の申告書用紙（※別表1に税務署の受付印が押印されているもの）（電子申告の場合を除く）

※ 電子申告の場合

（個人）確定申告書B（第一表）及び受信通知を提出してください。

（法人）法人税確定申告等別表一及び受信通知を提出してください。

Q 5. 令和元年度の確定申告書の写しに税務署の受理印がない場合は、どのようにすればよいですか。 （5月14日追記）

A. 確定申告書の写し（税務署の受理印なし）と直近の月末締めの上高がわかる帳簿（総勘定元帳又は売上台帳等）の写しをご提出ください。

Q 6. 直近の月末締めの上高がわかる帳簿はいつからいつまでを出せばいいですか。 （5月14日追記）

A. 以下のとおりです。

○ 提出すべき「直近の月末締めの上高がわかる帳簿」

1 個人・法人ともに

休業開始の直前の月分を提出してください。

- 例① 休業要請期間を休業等している場合 4月分  
例② 4月1日からの場合 3月分  
例③ 3月下旬からの休業の場合 3月分

－〔業種に係る営業に許可等が必要な場合は、それを取得していることがわかる書類〕－

Q 1. 営業許可・資格証等の写しは必要ですか？ (5月11日追加)

- A. 対象施設の運営に際して、営業に必要な許可・資格等がある場合は、それを取得していることがわかる書類(写し)をご準備ください。  
(例) 飲食店営業許可, 風俗営業許可証, 古物商の許可等

－〔休業等の状況がわかる書類又はその写真〕－

Q 1. 休業等をしていることが分かる書類とはどんなものですか？ (5月11日追加)

- A. 今回の休業要請に応じて4月25日(土)から5月6日(水)まで休業したことや、営業時間を変更したことが分かる自社ホームページ画面の写し、休業等の告知チラシや、それを店頭掲示している外観写真などです。複数施設を運営している場合は、各施設ごとに資料をご準備ください。休業する事業者等の名称や状況(休業期間、営業時間の変更)が分かるようにお願いします。  
なお、確認できる資料が数種類ある場合は審査がスムーズに進むよう、すべて提出をお願いします。

－〔誓約書〕－

Q 1. 署名欄はパソコンで印字したものでもいいですか？ (5月11日追加)

- A. 自署(自らが署名したもの)のほか、パソコンでの印字等でも構いませんが、必ず押印願います。

<その他>

Q 1. 「中小企業」とはどのような企業のことですか？うちの会社は「中小企業」に該当しますか？  
(5月3日修正)

A. 中小企業基本法では、「中小企業」について以下の表のように規定しています。

業 種	中小企業者の要件 (下記のいずれかを満たすこと)	
	資本金の額又は 出資額の総額	常時使用する 従業員の数
① 製造業，建設業，運輸業 その他の業種 (②～④を除く)	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ サービス業	5,000万円以下	100人以下
④ 小売業	5,000万円以下	50人以下

※ 遊興施設，飲食店，遊技施設はサービス業

Q 2. 今回の休業協力金は課税対象ですか？  
(5月11日追加)

A. 国によると課税対象とのことです。なお，国に対して，全国知事会を通じて，非課税扱いとなるよう要望しています。